

教育総務課長
学校教育課長 殿
教育施設課長

オンライン専用

一般社団法人 日本経営協会
理事長 引野 隆志

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

学校事故の法的責任、学校事故発生への対応と予防

＜令和7年8月22日(金)＞

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会の事業活動には、平素より格別なご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

少子高齢化、グローバル化、情報化など社会の変化に対応するため、学校教育は、時代を先取りした指導が求められていますが、その一方で、学校という集団生活の場においては、従前から同じような事故が繰り返し起こっています。

そこで、本研修では、学校事故が発生した場合の法的責任について、判例を用い、実務と結びつけて具体的に理解していただき、発生した際に法的見地からの適切な対応ができるようになること。また、法的責任を踏まえて、事故発生の予防をすることを目的に、標記講座を開催いたします。

公務ご多忙の折りとは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

(9:30から受付)

日 時：令和7年8月22日(金) 10:00～17:00

講 師：弁護士 やまざし たけお 山岸 文朗 氏

実施方法：Zoom ミーティングによるオンライン配信

参 加 料：会員(1名) 36,300 円(税込)
(負担金) 一般(1名) 39,600 円(税込)

【ご参加に当たってのお願い】

- ◆ZOOMに接続可能なパソコンまたはタブレット端末をご用意ください
- ◆ZOOM参加時には、お名前表示を「自治体名と名字」(例 ○○市 山田)にご変更ください。

申込方法：本会ホームページから講座名を検索していただき、お申込みください。

- ※令和6年度より、FAXでのお申込みは廃止いたしました。
- ・講座開催日の約1か月前より順次、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。
- ・お申込みは5営業日前までお願いいたします。
- ・定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況は、本会ホームページからご確認いただけます。

キャンセル：お申込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。

開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は100%をキャンセル料として申し受けます。ただし、オンライン参加の場合は、講座テキスト資料の到着後のキャンセルについては参加料100%を申し受けます(講座1週間前程度から発送開始)。

その他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

○オンライン参加での留意事項

- ・オンライン参加の場合、セミナー実施3営業日前を目途に、ZOOM ID等をメールにてお知らせいたします。
- ・お申込みをいただいた参加者のみご受講をお願いします。お申込みをいただいていない方の配信閲覧は堅くお断りいたします。

お申込み
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)

本部事務局 企画研修グループ

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-31-11

TEL(03)6632-7139

E-mail: tks@noma.or.jp URL <http://www.noma.or.jp>

▶プログラム◀

第1 学校事故の法的責任

- 1 学校設置者の法的責任
 - (1) 国公立学校の場合
 - (2) 私立学校の場合
- 2 こどもの責任
- 3 親の責任
- 4 教員の責任

第2 災害共済給付制度と学校設置者の法的責任との関係

第3 学校事故の判例

- 1 授業中の事故
- 2 休憩時間中の事故
- 3 始業前・放課後の事故
- 4 課外クラブ活動（部活動）中の事故
- 5 修学旅行・校外学習中の事故
- 6 学校設置物の瑕疵による事故
- 7 体罰
 - (1) 体罰の定義
 - (2) 体罰と部活動指導との関係
- 8 いじめによる負傷等

第4 学校事故発生後の対応方法

第5 学校事故の発生の予防

講師紹介

東京中央総合法律事務所 弁護士 やまぎし たけお **山岸 文朗 氏**

平成15年4月に千葉県内市役所へ入庁し、総務部法務担当部署（自治体法務（地方自治法、行政法（行政手続法含む）等）、訴訟、契約書審査、条例規則審査）、土木部公道管理部署（道路管理瑕疵への国家賠償法の対応、道路法に基づく管理）を歴任。

在職中に、司法試験予備試験及び司法試験に合格し、司法修習を経て、同市へ復職。

平成29年12月から千葉県弁護士会へ弁護士登録を行い、令和2年4月からは同市の法務監として、庁内の職員からの法律相談、契約審査、訴訟（国家賠償事件、行政事件、民事事件）、政策法務等を担当するほか、庁内職員への法務研修を担当。

令和5年3月末で同市役所を退職。

令和5年4月から東京中央総合法律事務所へ入所、現在に至る。

※当日は最新の情報を反映する等、予告なく一部内容を変更する場合がございます。予めご了承ください。

※令和6年度より、FAXでのお申込は廃止いたしました。

下記URLよりお申込みください。

<https://www.noma.or.jp/seminar/tabid/138/Default.aspx>

NOMA 講座

検索